

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年 6月12日

秋田県立栗田支援学校長 神部 守

1 入札に付する事項

- (1) 契約の名称
特別支援学校生徒用ノートパソコン賃貸借
- (2) 契約内容等
同公告及び仕様書による。
- (3) 契約期間
令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- (4) 借入物品の設置場所
仕様書で指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 当該調達契約に係る入札参加資格確認申請書等及び仕様書の交付を受けた者であること。
- (4) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (5) 秋田県内に本社または支社（支店等）を有すること。
- (6) 秋田県税を滞納していないこと。（申請する日から3ヶ月以内のもの。）
- (7) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札参加資格確認申請書等及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-1621 秋田市新屋栗田町10番10号
秋田県立栗田支援学校事務室（電話番号018-828-1162）
又は秋田県立栗田支援学校ホームページに掲載
- (2) 契約条項を示す期間、入札参加確認申請書等及び仕様書の交付期間
 - ① 期間 公告の日から令和8年6月23日（火）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

- ② 時間 午前 9 時から午後 4 時まで。

4 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出等
- ① 提出書類等 ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 履歴事項全部証明書、若しくは秋田県内に本社または支社（支店等）があることを証明する書類の写し
ウ 秋田県税の滞納の無い旨の証明書（申請する日から 3 ヶ月以内のもの。）
 - ② 提出期間 公告の日から令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 4 時まで（休日を除く）。
 - ③ 提出場所 秋田県立栗田支援学校事務室 電話番号 018-828-1162
 - ④ 提出部数 1 部
 - ⑤ 提出方法 提出場所に持参するものとする。
- (3) 期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書等を提出した落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5 納入物品明細書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、仕様書との整合性を確認するため、賃貸物品に係る納入物品明細書に機種・形式等を明確にする資料（カタログ等）を添付して提出しなければならない。
- (2) 納入物品明細書の提出等
- ① 提出期間 公告の日から令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 4 時まで（休日を除く）。
 - ② 提出場所 秋田県立栗田支援学校事務室 電話番号 018-828-1162
 - ③ 提出部数 1 部
 - ④ 提出方法 提出場所に持参するものとする。
- (3) 期限までに納入物品明細書を提出しない者はこの入札に参加することができない。

6 質問及び回答

- (1) 質問は、公告の日から令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 4 時までに秋田県立栗田支援学校長に対し書面で行わなければならない（休日を除く）。なお、質問書の様式は任意とする。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 22 日（月）までに秋田県立栗田支援学校ホームページ上で随時公開するものとする。

7 入札執行の日時及び場所

令和 8 年 6 月 26 日（金） 午後 2 時
秋田県立栗田支援学校 中学部・高等部棟 会議室

8 入札について

(1) 入札書の提出

入札者は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「契約名」を記載の上、提出すること。

(2) 開札の方法

- ① 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもで行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を要する。
- ② 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- ③ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- ④ 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは直ちに再度入札を行う。
- ⑤ 入札は2回を限度とし、落札者のない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。
- ⑥ 開札に立ち会う場所に持参するもの
 - ・開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - ・再度の入札に使用する印鑑
 - ・委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

(3) 入札の方法

入札に当たっては、契約期間における月額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
 - ア 委任状を持参しない代理人のした入札
 - イ 物品明細書を提出しないままの入札
 - ウ 入札公告に定めた資格のない者のした入札
- ② 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足のある者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者の入札

- ⑤ 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - ⑥ 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
 - ⑦ 前各号に定めるほか、入札心得及び仕様書等で指示した条件に違反すると認められる入札
 - ⑧ 入札書には、代理人が入札する場合は、代理人のみの印鑑で入札すること
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 支払条件
秋田県が行う検査に合格後、適法な請求書の提出に基づき支払いを行う。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札金額に60を乗じた金額の100分の5以上の金額（ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書又は為替証書の提供をもって代えることができる。）の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金は、下記項目に該当することを根拠として免除申請し、入札保証金を免除することが適当と認められた者は免除される。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

【財務規則第162条第1号】

- ② 過去2年間の間に、国又は地方公共団体と、当該物品と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（契約書の写し及び振込明細書等の写しを提出すること。）

【財務規則第162条第2号】

入札保証金免除申請書は、競争入札参加資格確認申請書と同時に提出のこと。審査ののち、入札保証金免除承認を通知する。

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額に60を乗じた金額の100分の10以上の金額（ただし、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書又は為替証書、保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。）の契約保証金を納付しなければならない。

契約保証金は、下記項目に該当することを根拠として免除申請し、契約保証金を免除することが適当と認められた者は免除される。

- ① 県を被保険者とする契約保証保険契約を締結した者

【財務規則第178条第1号】

- ② 過去2年間の間に、国又は地方公共団体と、当該物品と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（契約書の写し及び振込明細書等の写しを提出すること。）

【財務規則第178条第3号】

なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

10 その他

- ① 入札に関する説明会は実施しない。
- ② 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- ③ 提出された競争入札参加確認申請書等は、返却しない。なお、競争入札参加確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- ④ 競争入札参加確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 入札参加者は、仕様書等を熟知した上で入札するものとする。
- ⑥ 仕様書の中で確認書類等の提出を求められている場合はその指示に従うこと。
- ⑦ 契約保証金は契約の相手方の義務履行があったときに還付する。
- ⑧ 入札保証金の納付手続又はその免除を受ける手続がなされない場合は入札に参加しない者とみなす。
- ⑨ 入札参加者が1名となった場合でも、入札を執行するものとする。
- ⑩ 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- ⑪ この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、契約を解除することができる。
- ⑫ 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

11 問い合わせ先

秋田県立栗田支援学校事務室

郵便番号010-1621 秋田市新屋栗田町10番10号

電話018-828-1162 FAX018-828-4720